

あびこ市民活動ステーション利用規定

第1条（利用目的）

当施設は、市民および市民が構成する団体・グループ等が、市民公益事業或いは市民事業を推進するために利用する。

第2条（利用者区分と条件）

1. 当施設の設置目的に対応して利用者を下記のとおり区分し、利用条件を定める。

【グループ1】

- ①市民公益活動・市民事業をしている市民団体、および当該活動を始めようと考えている市民。
- ②ボランティア活動をしている市民団体、および活動を始めようと考えている市民。
- ③市民が運営している文化・芸術・スポーツの団体で、収益を目的とせず、福祉施設等への慰問やボランティア活動あるいは地域交流等公益活動もしている団体。
- ④上記①②③の3つ以上の市民団体から構成される市民活動団体の連合組織。

【グループ2】

- ①自治会・町内会 ②PTA ③学校OB会 ④趣味・クラブ活動⑤公益活動も行う事業法人・事業者（株式会社、有限会社、個人事業者）等
- ※②③については、我孫子市内にある保育園・幼稚園・学校に限る

2. 第1項の利用者区分に応じた当施設および備品の利用は下記のとおりとする。

利用対象の施設・備品	グループ1	グループ2
オープンスペース	○（無料）	△（無料）印刷関係作業
小会議室（定員12人）	○（無料。3時間迄）	×
大会議室（定員20人）	○（無料。3時間迄）	×
コミュニティオフィス（定員3人）	○（無料。3時間迄）	×
備品ロッカー	○（大2,300円/年）（中1,500円/年）	×
印刷機（白黒、黒赤）	<ul style="list-style-type: none"> ・プリペイドカード 600円/枚 1100円/枚 3100円/枚 ・版代 白黒50円/枚、黒赤100円/枚 ・印刷1円/5枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・プリペイドカード不可 ・版代 白黒50円/枚、 黒赤100円/枚 ・印刷2円/枚
コピー機	<ul style="list-style-type: none"> ・プリペイドカード 1,130円/枚 ・白黒：5円/枚（プリペイドカード） 10円/枚（現金） ・カラー：B5・B4・A4サイズ40円/枚（プリペイドカード） 50円/枚（現金） A3サイズ 70円/枚（プリペイドカード） 80円/枚（現金） 	
大型プリンター （白黒・カラー同一値段）	A2サイズ300円/枚 A1サイズ600円/枚 A0サイズ1,200円/枚 長尺 縦600mm 600円/m 縦900mm 1,000円/m	
ラミネーター	A4：50円/枚 A3：100円/枚	
メールボックス	○（無料）	×
私書箱	○（1,200円/年）	×
パソコン	○	△ 印刷関係
プロジェクター、スクリーン、 テレビ、ブルーレイ	○（無料）	×
市民活動掲示コーナー （10階）	○（無料）	×

3. グループ1で、以下の条件に当てはまる団体は、部会別に登録することができる。
 - ①会員数が50名以上の団体であること。
 - ②部会ごとの活動実績が、会報等の資料で確認できること。
 - ③会議室の利用回数は部会毎ではなく、団体全体として週2回までとする。
 - ④連絡なく会議室をキャンセルした場合も、団体全体の責任としてとして罰則規定が適用される。

第3条（利用手続き）

1. 当施設を利用する者は「あびこ市民活動ステーション登録団体情報シート（第2グループは利用届出書）」（別記様式）に事前もしくは最初の利用時に、利用責任者や連絡先ならびに活動目的等を記入するものとする。
2. 当施設の公平な利用と有効な利用を期すために、備品ロッカー・私書箱に関しては毎年「新規利用・更新利用申込書」（別紙様式）を提出しなければならない。
3. 利用の都度、あびこ市民活動ステーション利用票（別記様式）に所定の事項を記入し、受付に出さなければならない。

第4条（開館時間）

1. 当施設の開館時間は午前9時から午後9時までとする。
2. 午後5時以降に、会議室および印刷機ならびにコピー機の利用予約がない日は午後5時で閉館する。なお、当該予約は2日前までの受付有無による。

第5条（休館日）

1. 毎月の第2月曜日および第4月曜日。ただし祝日は除く。
2. 年末年始休館は12月28日から1月4日まで。

第6条（利用者の遵守事項）

1. 「あびこ市民活動ステーション登録団体情報シートもしくは利用届出書」および「あびこ市民活動ステーション利用票」を提出のこと。
但し、オープンスペースおよびコピー機のみ利用はその限りではない。
2. 施設内では全面禁煙。
3. 他人に迷惑を及ぼすような大声会話や音響機器の使用を避けること。
4. 施設・備品の利用時間は準備・片付けも含めた時間であり、5分前に退去できるようにすること。
5. 施設の利用において指定管理者職員の指示を守らなければならない。あびこ市民活動ステーションの設置及び管理に関する条例第7条により、指定管理者は次のいずれかに該当すると認めるときは、当施設の使用を許可しないことができる。
 - ア. 使用目的が当施設設置の目的から外れるものであるとき。
 - イ. 当施設を利用することにより収益が出る活動を行っているとき。
 - ウ. 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - エ. その他管理上支障があるとき。
6. **故意または過失により施設等を損傷し、または滅失した時は、その損害を賠償すること。**

第7条（その他）

本規定に記載されていない事項については、指定管理者は我孫子市と協議するものとする。

制定：平成26年4月1日

改定：平成27年4月1日

平成28年3月1日

平成30年1月5日

令和1年7月1日
令和7年10月1日

令和3年5月1日
令和8年4月1日

令和3年12月1日

あびこ市民活動ステーション会議室利用規則

第1条（利用資格）

あびこ市民活動ステーション会議室を利用するものは、別に定める「あびこ市民活動ステーション利用規定」に該当し「あびこ市民活動ステーション施設・備品利用細則」を順守しなければならない。

第2条（利用予約）

- ① 会議室は6ヶ月前から利用予約を受け付け、先着順とする。
- ② 会議室は日時を指定して定期的に利用することはできない。
但書1：正当な利用理由がある場合は週1回の定期的利用は可とする。
但書2：会員が30名以上の団体は週2回の定期的利用を認める。但し会員名簿を年度始めに提出しなければならない。
- ③ 同一利用者が複数の名義で同一日に複数回の利用予約することはできない。
但書1：利用当日の予約時間以降閉館時間までに当該施設に予約が無い場合は複数回の利用を認める。
- ④ 利用希望当日の希望時間に予約がない会議室があれば、利用予約が無くても3時間以内の利用ができる。
但書1：当日申込みの際、大小2つの会議室に予約がなくてもいずれかの一つしか利用できない。

第3条（利用時間）

- ① 会議室の利用は1回最大3時間とし所定の予約時間を超えて使用はできない。
但書1：利用当日の予約時間以降閉館時間までに当該施設に予約が無い場合は利用時間延長を認める。
但書2：前記但書1の延長は閉館時間以内を厳守しなければならない。

第4条（有料使用の禁止）

- ① 当施設の利用において主催者（利用申し込み者）が参加者から会費あるいは使用料を徴収する場合は当施設を利用できない。ただし資料代を徴収するのはこの限りではない。
- ② 前記①の規定に拘わらず、研修講座、教育訓練、指導講座を行う場合で主催者が（利用申し込み者）がこれら講座の講師料を支払うのはこの限りではない。
- ③ 前記①および②、あるいはその他当施設で開催する事業において、参加者の自発的な抛出行為であっても、主催者（利用申し込み者）がこれを受け取る場合は当施設を利用できない。

第5条（その他）

- ① 大小会議室は一人で使用する場合は利用できない。参加者が一人になった場合はオープンスペース又はコミュニティオフィスの利用に切り替える。
- ② 休憩、自己研鑽だけを目的とする場合は利用できない。
- ③ 会議室の利用中に飲食をすることは差支えない。ただし、他の利用者へ迷惑がかかるような場合、あるいは常識的な飲食から外れるような場合は利用を中止させることがある。

第6条（指定管理者の権限）

前記第1条から第5条の規定にかかわらず指定管理者が必要と判断した場合は利用予約の取り消しまたは利用の諾否をすることがある。

第7条（利用のキャンセル）

- ① 会議室の予約が不要となった場合には、指定管理者にすみやかに連絡すること。
- ② 午後5時以降の予約をキャンセルする場合は、利用日を含む3日前の午後3時までに行うこと。ただし、3日前が閉館日に当たる場合は直前の開館日の午後3時までに行うこと。
- ③ 悪天候や急病など、やむを得ない場合を除いては、当日のキャンセルは控えること。
- ④ 連絡なくキャンセルを累計2回行った場合には、2度目のキャンセル日の翌日から90日間、新規の会議室予約を停止とする。

制定：平成26年4月1日

改定：平成27年4月1日、平成28年3月1日、平成30年1月11日
令和1年7月1日、令和2年4月1日、令和7年10月1日
令和8年4月1日